

福島県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会規程の一部を改正する規程

福島県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会規程(平成12年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第7条中「毎月1回以上」を「必要の都度」に改める。

附 則

この規程は、平成29年7月14日から施行する。